

公正証書遺言の必要書類チェックリスト

日本公証人連合会の案内どおり、遺言者・相続人・受遺者・財産・証人の書類を確かめる | 登録不要・無料・2026年版

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 2

1. 必要書類チェックリスト 日本公証人連合会「2 遺言」「11 必要書類」の表記

当てはまる区分の書類を確かめ、そろったら✓。取り寄せるものは請求先と日付をメモ欄へ。事案に応じて他の資料が必要になる場合は、公証役場の案内に従います。

✓	区分	書類	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	遺言者	遺言者本人の3か月以内に発行された印鑑登録証明書 印鑑登録証明書に代えて、運転免許証・旅券・マイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付き身分証明書でも可	
☐	相続人	遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍謄本や除籍謄本 相続人が甥・姪などで、本人の戸籍謄本だけでは続柄が分からない場合は、続柄の分かる戸籍謄本も	
☐	受遺者(相続人以外に遺贈する場合)	その人の住民票、手紙、ハガキその他住所の記載のあるもの 法人の場合は登記事項証明書または代表者事項証明書(公に認知されている公益の団体は不要)	
☐	財産(不動産)	不動産の登記事項証明書(登記簿謄本) 証書中で個々の不動産を特定しない場合は不要	
☐	財産(不動産)	固定資産評価証明書または固定資産税・都市計画税納税通知書中の課税明細書	
☐	財産(預貯金等)	預貯金通帳等またはその通帳のコピー 預貯金口座を特定するために必要となる場合があります	
☐	証人(自分で用意する場合)	証人予定者の氏名・住所・生年月日をメモしたもの 例:運転免許証のコピーなど(日本公証人連合会「11 必要書類」)	
☐	遺言執行者(相続人・受遺者以外を指定する場合)	遺言執行者の住所・氏名・生年月日が確認できる資料 例:住民票や運転免許証のコピーなど。相続人・受遺者が遺言執行者になる場合は不要	

書類をそろえるときの注意(日本公証人連合会)

- 印鑑登録証明書や法人の登記事項証明書などは、発行3か月以内のものに限られます。
- 公証人に相談するときに資料を準備しておく、打合せがスムーズに進みます。
- 事案に応じ、他にも資料が必要となる場合があります。詳細は最寄りの公証役場に確認します。

2. 証人(2名) 民法第969条は「証人二人以上の立会い」。公証実務では証人2名

民法第974条 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 未成年者
- 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族
- 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人

証人を自分で用意する場合は、証人予定者の氏名・住所・生年月日を書いておきます。適当な証人を見当たらない場合は、公証役場で紹介することも可能です(日本公証人連合会)。証人になれるか迷うときは公証役場に確認します。

#	証人予定者の氏名	住所	生年月日	証人になれるか公証役場で確認した
1				☐
2				☐

このチェックリストについて

日本公証人連合会が掲げる資料と、民法・公証人手数料令の定めを並べた一般的なチェックリストです。遺言の文案や、誰に何を残すかといった内容の提案はしていません。内容の相談は公証人・弁護士・司法書士へ、税金は税理士へ。2025年10月1日から、法務大臣が指定する公証人が作成する公正証書は原則として電子データで作成され、要件を満たせばウェブ会議(リモート方式)も使えますが、遺言など本人の意思の確認が重要なものは慎重に判断されます。公正証書遺言は、家庭裁判所の検認が不要です(民法第1004条第2項)。

メモ(遺言者の氏名・本籍、相続人・受遺者の氏名と続柄、書類をそろえるときに気づいたこと)

.....

.....

.....

公正証書遺言の必要書類チェックリスト

手数料の決まり方と、公証役場への相談から当日までの流れ

3. 手数料の決まり方

公証人手数料令(令和7年政令第263号による改正後・2025年10月1日施行)
公正証書遺言の手数料は政令(公証人手数料令)で決まっています。相談は無料です。具体的な金額は、相談先の公証役場で確認します。

項目	定め	根拠
財産の価額による手数料	相続させる・遺贈する財産の価額を、相続人・受遺者ごとに下の別表に当てはめて手数料を求め、合算します(価額は公証人が作成に着手した時の価額)	手数料令第9条・第10条／日本公証人連合会
遺言加算	第9条の額に1万3千円を加算。ただし、遺言の目的の価額が1億円を超えるときは加算しない	手数料令第19条
枚数による加算	電磁的記録で作成した公正証書は、全部を出力した書面の枚数が3枚を超えると、超える1枚ごとに300円	手数料令第25条
正本・謄本に相当するもの	電子データで受け取る場合は1通2,500円、書面で受け取る場合は1枚300円	手数料令第40条・第40条の2
病床での作成	嘱託人の病床で作成したときは、遺言加算などの加算前の額に、その10分の5の額を加算	手数料令第32条
出張の日当・旅費	日当1日2万円(4時間以内は1万円)、旅費は交通に要する実費など	手数料令第43条

番号	法律行為の目的の価額	金額	日本公証人連合会の表記
一	五十万円以下のもの	三千円	3000円
二	五十万円を超え百万円以下のもの	五千円	5000円
三	百万円を超え二百万円以下のもの	七千円	7000円
四	二百万円を超え五百万円以下のもの	一万三千円	13000円
五	五百万円を超え千万円以下のもの	二万円	20000円
六	千万円を超え三千万円以下のもの	二万六千円	26000円
七	三千万円を超え五千万円以下のもの	三万三千円	33000円
八	五千万円を超え一億円以下のもの	四万九千円	49000円
九	一億円を超え三億円以下のもの	四万九千円に超過額五千万円までごとに一万五千円を加算した額	4万9000円に超過額5000万円までごとに1万5000円を加算した額
十	三億円を超え十億円以下のもの	十万九千円に超過額五千万円までごとに一万三千円を加算した額	10万9000円に超過額5000万円までごとに1万3000円を加算した額
十一	十億円を超えるもの	二十九万千円に超過額五千万円までごとに九千円を加算した額	29万1000円に超過額5000万円までごとに9000円を加算した額

別表は e-Gov法令検索の条文のまま(漢数字)。手数料は原則として正本等の交付時に現金またはクレジットカードで支払い、原本の保管に手数料はかかりません(日本公証人連合会)。2025年10月1日より前にされた嘱託の手数料は、改正前の例によります(附則)。

4. 公証役場への相談から当日までの流れ

日本公証人連合会「2 遺言」

✓	段階	内容	メモ
☐	1. 公証人への相談・依頼	遺言者や親族が直接、公証役場に電話・メール・予約して相談できます(士業者や銀行を介さなくてよい)。相談は無料	公証役場名・相談日:
☐	2. メモと必要資料の提出	どの財産を誰にどのような割合で相続させ・遺贈したいかなどのメモと、1ページ目の書類を、メール・ファックス・郵送・持参で提出	提出した日:
☐	3. 遺言公正証書(案)の確認	公証人が作った案をメールなどで受け取り、修正したい箇所を伝えて確定します	案を受け取った日:
☐	4. 作成日時確定	公証役場に行くか、公証人が自宅・病院などに出張するかを含めて日時を決めます	作成日時・場所:
☐	5. 遺言の当日	遺言者本人が証人2名の前で内容を口頭で告げ、読み聞かせ・閲覧で確認。遺言者と証人2名が電子サイン、公証人が電子署名して完成。利害関係人は席を外す運用	受け取ったもの(正本・謄本):

メモ(公証役場名・担当の公証人、相談日・作成予定日、公証人に確認したいこと)

出典(2026年10月4日確認):日本公証人連合会「11 必要書類」www.koshonin.gr.jp/notary/ow11 / 「2 遺言」www.koshonin.gr.jp/notary/ow02 / 「12 手数料」www.koshonin.gr.jp/notary/ow12 / 「1 公正証書」www.koshonin.gr.jp/notary/ow01 / 民法 第969条・第974条・第1004条(e-Gov法令検索) / 公証人手数料令 第9条・第10条・第19条・第25条・第32条・第40条・第40条の2・第43条・別表・附則(e-Gov法令検索) / 法務省「公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化について」www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00064.html